

I 平成24年度事業計画書

1. 計画の概要

平成24年度は、本格実施2年目となる戸別所得補償制度の法制化に係る与野党3党協議の行方及びNOSAI制度の見直し検討の他、環太平洋経済連携協定（以下「TPP」という。）の問題、政府の特別会計改革に関する事項、果樹・野菜の経営所得安定対策及び畜産・酪農関係対策など、農業・NOSAIを取り巻く情勢は、これまで以上に予断を許さない状況にある。

また、NOSAI団体では、事務費負担金が連續して大幅に削減される中、1県1組合化の取組みと組織体制強化計画の見直し等、業務運営の合理化・効率化に組織を挙げて更に取り組む必要があるが、一方でコンプライアンスの実践を通じた不祥事発生の未然防止の徹底に努めなければならない。

このような状況の下、本会では、①3年次目を迎える「信頼のきずな・未来を拓く運動」、任意共済「信頼のきずな・未来を拓く運動」及び農業共済新聞「信頼のきずな・未来を拓く運動」の中間総括と更なる推進、②平成25年度農業共済関係予算の所要額確保、③戸別所得補償制度の法制化検討の動向を踏まえたNOSAI制度の見直し検討、④NOSAIシステムの上位移行作業と集中化への支援、⑤産業動物獣医師確保対策の継続実施、⑥本会の新公益法人への移行を踏まえた退職給与金施設の平成25年度以降の付加給付率の検討、⑦NOSAI団体のコンプライアンス実践に係る支援等について、取り組むこととする。

2. 農政活動に関する事項

平成24年度農業共済関係予算については、民主党陳情要請対応本部並びに財務省主計局長への面談要請及び各都道府県での自県選出国会議員への面談要請など、NOSAIの組織を挙げて強力に取り組んだが、総額は、893億45百万円（前年度比98.1%）となった。その内訳は、掛金国庫負担金が501億10百万円（対前年度同額）、事務費負担金は3年連続削減の386億85百万円（対前年度16億円減）となった。また、家畜共済損害防止事業及び衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業は、それぞれ対前年度1割減の5億23百万円、27百万円となった。

国の財政事情が好転しない中で、平成25年度農業共済関係予算については、引き続

き、事務費負担金及び掛金国庫負担金等の必要額確保について、早期に、また重点的・集中的に取り組むこととする。

また、TPP問題、国の特別会計改革、戸別所得補償制度の法制化検討、NOSA I制度の見直し検討等、重要課題が山積していることから、政府・与党、国会等での農政、NOSA I制度・組織に係る情報収集と会員への提供、関係団体等との情報交換等に引き続き取り組む。

主要事項は次のとおり。

- (1) 農業共済事業の円滑な運営に必要な平成25年度農業共済関係予算確保のため、NOSA I制度・組織の政府・政党への更なる理解促進を図るとともに、要請活動を全国の組織を挙げて強力、かつ早期に展開する。また、交付税化された公営地区事務費の予算措置状況等に係る情報収集に努める。
- (2) 戸別所得補償制度に係る与野党3党協議の動向等を注視し、法制化の検討状況等を含め政府・与党、国会等の動きについて、情報収集に努める。
- (3) 戸別所得補償制度の推進母体となる農業再生協議会の活動、果樹・野菜の経営所得安定対策、畜産・酪農関係対策及びTPP関係の各会合等について、関係機関及び団体と連携し、情報収集並びに適切な対応に取り組む。

3. 研究調査・制度運営及び普及推進等に関する事項

戸別所得補償制度は、平成24年度に本格実施2年目を迎えるが、法制化の目途が立っておらず、戸別所得補償制度の本格実施に併せ抜本的に見直すとされているNOSA I制度についても、法律改正は不透明な状況が続いている。そのため、戸別所得補償制度の見直し検討、TPP問題、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(23年10月25日、食と農林漁業の再生推進本部決定)の動向を注視しつつ、収入保険を含め戸別所得補償制度に対応したNOSA I制度のあり方について検討を進める。

組織体制強化の推進に関しては、1県1組合化に係る取組み状況調査や関連情報の共有化など、会員の取組みを支援する。

折り返しの3年次目を迎える「信頼のきずな・未来を拓く運動」については、各地での取組み状況に係る情報提供等を通じ、引受目標の達成、農家・地域支援の強化・充実に向けた会員等への支援を行う。また、表彰申請組合等の成績審査等が円滑に行われるよう努める。

主要事項は次のとおり。

(1) NOSA I制度の改正に向けた検討等

戸別所得補償制度については本格実施2年目を迎えるが、組合員農家に対しては、経営安定のために同制度と併せNOSA I制度に加入することが不可欠であるとの周知に、引き続き努めるとともに、会員等に対しては、麦・大豆等の数量払いの支払い如何による引受変更等に関する情報提供等に努める。

NOSA I制度の改正については、不透明な状況となっているものの、いつ法律改正があっても的確に対応できるよう、戸別所得補償制度の見直し検討等の動向を注視しつつ、これまで続けてきた収入保険に関する研究及びてん補の手法等に関する研究を含め、戸別所得補償制度に対応したNOSA Iのあり方について幅広い観点から研究を進める。

その際、平成22年6月に閣議決定された規制・制度改革に係る対処方針や同年10月の政府の再保険特別会計見直しに係る事業仕分けにおいて、それぞれ見直し検討などの方向が示されている無事戻し制度と当然加入制に係る対策について検討を行う。

平成24年産水稻から適用される農作物共済等の料率については、各共済団体の積立金の水準に応じ、掛金の引下げ措置が採られることから、これによる無事戻し及び損害防止事業等への影響について調査・分析等に努める。

なお、政府の特別会計改革については、農業共済再保険特別会計が「食料安定供給特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計と統合し勘定数を縮減」、「再保険金支払基金勘定を廃止」の方向で検討されていることから、再保険金の支払いに影響しない見直しとなるよう情報収集と必要な対応等を行う。

(2) 農林水産省補助事業・衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業への取組み

5年次目を迎える水稻損害評価に係る衛星画像を活用した損害評価方法の確立事業については、前年度に引き続き北海道等での試行実施が予定されていることから、同連合会への積極的な支援に努めるとともに、その他の連合会等に対しても、当事業の再開時に円滑に実施できるよう、事業実施状況などの情報提供等を行う。

(3) 各事業の加入推進支援等

全国的に加入率の低い果樹共済や茶共済について、加入率の向上を目指して取り組んでいる会員等を支援するため、諸会議等を通じて先進事例の情報提供等を行う。

(4) 海外の農業保険・セーフティネット政策に関する情報収集等

アメリカ、カナダ、EU等の諸外国において実施されている農業保険を含めた経営安定対策について、その内容を収集・分析し、会員はじめ関係方面に情報を

提供する。また、アジア等諸外国における農業保険の発展に資するため、海外からの農業災害補償制度に関する調査の受入れや講師派遣等の国際協力を行う。

(5) リスクマネジメント支援活動への協力

N O S A I 団体が行うリスクマネジメント活動を支援するため、会員の協力を得て損害防止活動の実態調査を行うとともに、各種関連情報の収集・分析を行う。

(6) 1県1組合化等の組織体制強化に係る情報の共有化・取組み支援等

組織体制強化については、各地における1県1組合化の推進・検討状況について調査を行うとともに、諸会議を開催して取組み事例や情報の共有化を図る等、会員等の取組みを支援する。

また、会員等が取り組む事業運営及び財務対策に係る諸課題について、必要に応じて調査・分析を行うとともに、N O S A I 事業運営検討会(組織関係・財務関係)で協議を行う。

そのほか、情報公開の促進、個人情報の保護及び税務等について、会員からの相談に対し、農林水産省、本会顧問弁護士・顧問税理士及び公認会計士等の指導を得ながら的確に対応する。

(7) コンプライアンス態勢確立のための取組みの支援

会員が実践するコンプライアンス態勢確立のための取組みに資するため、N O S A I 団体の取組み状況を調査し、同調査結果を会員等へ情報提供する。

また、N O S A I 団体の役職員を対象に、コンプライアンスに関する中央での研修・講習を実施するとともに、会員等の要請に応じ講師を派遣する。

(8) 「信頼のきずな・未来を拓く運動」の推進

運動推進に関する情報・課題等を収集・検討し、当運動3年次の着実な推進に資するため、全国推進会議や研修会等を通じて、当運動に関する情報の収集や提供に努めるとともに、「信頼のきずな・未来を拓く運動」表彰要領等に基づく平成23年度優秀組合等及び基礎組織の表彰、F S 推進「信頼のきずな・未来を拓く運動」実践事例表彰を実施する。

また、事業推進の関係では、各種広報媒体の活用等、広報と一体となった事業推進を支援するとともに、各連合会等の事業実績及び事業計画を収集・取りまとめ、会員等に提供する。

4. 事務機械化及び情報提供サービスに関する事項

農業共済ネットワーク化情報システム（以下「N O S A I システム」という。）の開

発・修正及び運用等については、平成23年度に決定した次期農業共済ネットワーク化情報システムに関する基本方針に基づき、主として各共済事業システムのAccessの上位移行作業を行う。

また、要綱・要領等の改正が発生した場合は、現行の国標準システムについて必要最小限のシステム修正等の対応を行う。

主要事項は以下のとおり。

- (1) 事業システムのAccessの上位移行作業については、家畜共済システム及びNICシステムに係る同作業を先行開始し、その結果等を踏まえ、年度後半以降に他の共済事業システムについての作業に着手する。
- (2) NOSAIシステムの開発・修正については、原則として行わないこととするが、要綱・要領改正等に係る最小限必要不可欠な修正のみ、国の指導・助言を得て行う。
- (3) 全連合会等が、平成25年度末までにSBC等による集中化運用形態に移行することとなっていることから、次期システムの共通基盤やセキュリティ等について、農林水産省の指導を得ながら、その取り組みを支援する。
- (4) NOSAIシステムの円滑な運用を図るため、NOSAI事業運営検討会（事務機械化関係）、地区連絡者会議及びNOSAI情報化全国会議を開催する。
- (5) NICシステム、各共済事業システム、経理システム及び給与計算システムの運用支援については、引き続きアウトソーシングにより行うとともに、Q&A集を随時、会員に提供する。
- (6) 事務機械化の推進に必要な各種のシステム関連情報等については、NOSAIインターネット等を活用して、随時提供する。

5. 家畜共済等総合対策に関する事項

各種畜産関係施策への協力、獣医師確保対策、家畜個体識別情報提供事業及び家畜共済事故低減情報システムの普及推進に、引き続き取り組む。

また、家畜診療等諸技術に関する研究発表会等を開催し、家畜共済関係獣医師の相互研鑽と技術の普及・向上に努める。

主要事項は次のとおり。

- (1) 産業動物獣医師確保対策として、①獣医学系大学教官との意見交換会の実施、②文部科学省の獣医師育成環境の整備事業と連携した学生臨床実習の受入れ及び採用に関する説明会の開催、③関係団体、省庁・機関等との連携強化、④大学へ

の採用情報の提供や獣医師採用状況調査等を、引き続き実施する。

- (2) 家畜共済事故低減情報システムの普及を支援するとともに、個体識別システムの有効活用等に努め、また、家畜個体識別情報提供事業を家畜改良センターの協力を得て引き続き実施する。
- (3) 家畜共済関係獣医師の相互研鑽等を図るため、家畜診療等技術地区別発表会及び家畜診療等技術全国研究集会等を開催するとともに、農林水産省関係部局、畜産関係団体の事業に協力し、家畜衛生情報、獣医事及び動物医薬品に関する情報を収集・提供する。

6. 役職員の研修等に関する事項

合理的で効率的な事業運営やコンプライアンス態勢の確立等、N O S A I 団体役職員に課せられた使命を全うし、農家組合員の負託に応えるためには、役職員の資質向上や人材育成を図ることが重要であり、引き続き、農林水産省主催研修と連携した統一的な研修体系の下で、本会主催の研修を実施するとともに、農林水産省主催の研修に必要に応じ協力する。

主要事項は次のとおり。

- (1) 本会主催の研修については、N O S A I 制度の普及推進及びコンプライアンスの実践等に重点を置き、①N O S A I 理事研修会、②組合等参事研修会、③経営幹部セミナー、④リーダー養成実践セミナー、⑤建物共済専門講習会、⑥農機具共済専門講習会、⑦建物共済損害評価技術研修会、⑧システム管理者養成研修会、⑨家畜診療等技術地区別発表会、⑩家畜診療等技術全国研究集会及び⑪全国家畜診療技術講習会を実施する。
- (2) 農林水産省主催の研修として開催される、①農作物共済研修会、②家畜共済研修会、③果樹共済研修会、④畑作物共済研修会、⑤園芸施設共済研修会、⑥経理研修会、⑦普及推進専門研修会、⑧地区別家畜診療技術研修会及び⑨組合等経営指導研修会への協力に努めるとともに、一部の研修会については本会主催の補完研修(1～2日間程度の追加)を実施する。
- (3) 研修体系の見直しについては、平成 25 年度からの改定を目指し、平成 23 年度の調査結果に基づき、N O S A I 事業運営検討会(組織関係)を中心に検討を行う。
- (4) 連合会等が実施する役職員等を対象とした研修等の充実を図るため、各種研修情報の提供及び研修講師等の派遣・紹介を通して、研修の実効性を高めるための支援を行う。また、本会が主催する講習会等への参加に当たっては、引き続きキ

ヤリア形成促進助成金(労働者を対象に研修等の受講費の一部を助成する厚労省の事業)の活用を奨励する。

7. 建物共済等任意共済に関する事項

平成23年3月の東日本大震災を踏まえ、被災連合会等が建物共済金の確実な支払いと安定的・継続的な事業の実施のため、建物共済連合会等事業責任安定化対策を決定し、今年度から実施することとなった。また、建物共済については、平成22年4月と平成23年4月に引受け適正化に関する経営局長通知等が発出され、NOSAⅠ組織として取り組んできたが、関係県では事業実績に大きな減少が生じて来ている。

こうした状況を踏まえ、建物共済連合会等事業責任安定化対策のフォローアップや運動目標達成につなげるために、諸課題の検討及び情報の収集・提供に重点的に取り組む。

主要事項は次のとおり。

- (1) 建物共済については、建物共済連合会等事業責任安定化対策に係るフォローアップを行うとともに、東日本大震災により生じた事業運営面での諸課題について、建物・農機具共済委員会、同委員会専門員会及び地区連絡者会議で検討を行う。
- (2) 農機具共済については、平成23年度に実施した調査結果等を踏まえ、農機具共済の仕組み改定に向けた具体的な検討を行う。
- (3) 任意共済「信頼のきずな・未来を拓く運動」の推進

3年次を迎える本運動については、3つの推進方策を柱とした着実な推進に資するため、任意共済事業推進担当者会議及び任意共済全国研修会等を通じて、本運動に関する情報の収集や提供を行うとともに、表彰要領等に基づく優秀組織等の表彰を実施する。

また、「信頼のきずな・未来を拓く運動」と一体となった事業推進の参考に資するため、各連合会等の任意共済事業の実績及び事業計画を取りまとめ、会員等に提供する。

8. 広報、斡旋事業に関する事項

農業共済新聞「信頼のきずな・未来を拓く運動」の3年次を迎える、同運動の重点課題である基礎組織構成員の完全購読及び連合会等自主目標部数を達成するため、組合等広報参事会議の開催、拠点方式の実施及び基礎組織構成員の継続購読対策の強化等

に努める。農業共済新聞の編集では、農業・農村の再生を掲げる農政の動きやTPPをめぐる情勢などを的確に捉え報道するとともに、NOSAI事業の推進や農家に役立つ情報の提供を行う。

斡旋事業については、NOSAI制度の普及や事業推進等に必要な刊行物、業務用品及び普及用品の開発・斡旋を引き続き行う。

主要事項は次のとおり。

(1) 会員等の広報基盤及び広報活動強化への支援

- ① 「信頼のきずな・未来を拓く運動」の高揚に向け、NOSAI事業の推進及び組合員等に役立つ情報を提供し、NOSAI制度・団体に対する農家・組合員の理解と信頼を広める活動を支援する。
- ② NOSAI団体役職員の広報広聴マインドの高揚を図るとともに、組織的・計画的な広報活動の展開を推進する。特に、1県1組合化を推進・検討する会員に対しては、要請に応じ職員を派遣するなど、広報体制の構築や広報戦略の確立を支援する。
- ③ これら取組みを推進するため、NOSAI事業推進・広報担当者会議、全国広報委員会議及び農業共済新聞全国研修集会を開催する。

(2) 農業共済新聞「信頼のきずな・未来を拓く運動」の推進

本運動の重点課題への対応のほか、目標達成に向けて次の事項に取り組む。

- ① 本会の地区担当制による支援活動を継続し、広報活動の強化や新聞普及の必要性等についての周知に努める。また、普及推進用品や見本紙等の提供も引き続き行う。
- ② 各都道府県自主目標部数の達成に向けた計画的・効果的な取組みを推進するため、連合会等の普及担当課長による全国会議を開催する。
- ③ 新聞発行に係る経営状況が一層厳しくなってきていることから、更に経費節減に努めるとともに、中期的な視点に立った収支改善策に係る検討に着手する。

(3) 機関紙誌の編集

1) 農業共済新聞

農業・農村の振興に向け、創意工夫する農家や地域の取り組みを各地に取材して紹介するほか、戸別所得補償制度や6次産業化など政策の動き、TPPをはじめ貿易自由化を巡る情勢の把握に努め、問題点については農家の声を拾うなど生産現場の視点から提起していく。併せて技術や資材、流通、地域づくりなど営農と暮らしに役立つ情報の収集・提供を通じ、農家・組合員の活動を支援する。さらに東日本大震災からの復旧・復興や福島第一原発事故への対応、口

蹄疫からの復興などの話題も継続的に取り上げ、分かりやすく読者の興味に応える企画の充実と話題提供に努める。

NOSAI関連では、制度の基本的事項を分かりやすく解説するとともに、「信頼のきずな・未来を拓く運動」の展開状況やNOSAI団体による農家支援、基礎組織の活動事例などを紹介し、制度への理解と参加意識の醸成に努める。

2) 雑誌関係

「月刊NOSAI」「農政と共に」では、農政解説、NOSAI団体の組織体制強化計画等の情報提供、「信頼のきずな・未来を拓く運動」の推進状況等を掲載し、実務研鑽誌としての内容充実を図る。「家畜診療」では、NOSAI団体獣医師等の研究論文掲載や講座等の充実に努める。

(4) 広報技術向上への支援

農業共済新聞地方版及び組合等広報紙の内容充実を図るため、本会主催の広報技術研修会等を実施するとともに、連合会等主催の研修会に職員を派遣する。組合等広報紙については全国コンクールを実施する。

(5) 付帯事業

① 広告事業の強化

広告事業では、新規スポンサーの開拓に努めるとともに、既存スポンサーへの支援による広告出稿の継続を促す。

② イントラネットによる情報提供、普及用品の開発

組合等広報紙などに掲載できる農業共済新聞の記事をイントラネットで提供するとともに、普及推進に関連する事項は普及推進情報としてイントラネットに掲示する。事業推進等に活用できる普及用品の開発についても検討する。

(6) 幹旋事業

NOSAI制度の普及や事業推進等に必要な刊行物、業務用品及び普及用品の開発・幹旋を引き続き行う。

9. 会員への連絡に関する事項

本会の事業遂行に当たり、会員への連絡及び情報提供を引き続き充実するよう努めるとともに、会員間の連絡及び会員の行う諸行事等に積極的に協力する。

主要事項は次のとおり。

- (1) 全国会長会議を定期及び適時に開催するとともに、重要事項についてはその対策を協議・検討し、団体意見の集約に努める。

- (2) 全国参事会議のほか会員職員による事業運営検討会、地区連絡者会議、実務者検討会等を機動的に開催し、意見・情報の交換を行い、必要事項については団体意見の集約に努める。
- (3) 要請に応じ、会員の行う諸行事等に協力する。
- (4) 農政、NOSA I 制度、年金、予算等の関係情報・資料等を、適宜、会員に提供する。
- (5) 制度施行 65 周年を記念し、また、中間年である 3 年次を迎える「信頼のきずな・未来を拓く運動」の推進のため、NOSA I 事業推進大会を開催する。

10. 退職給与金施設等に関する事項

投資環境は引き続き厳しい状況にあるが、退職給与金施設資産の効率運用及び保全に万全を期して、年 2.5%相当額の付加給付を行う。また、公益法人改革に伴う新たな法人への移行を踏まえ、平成 25 年度以降の付加給付率等についても検討する。なお、宮城県連合会への特別支援措置については、同連合会との契約に基づき、財務状況の情報把握等に努める。

主要事項は次のとおり。

- (1) 本会は、平成 25 年度に新法人への移行を目指していることから、当施設も新法人への移行条件に応じて必要な規程等の改正を行う。
- (2) 付加給付率 2.5% を維持することから、施設資金の運用に当たっては、退職給与金施設運用委員会の答申に沿って安全・効率的な運用に努める。
- (3) 本施設の中長期的な資金動向を把握するため、契約団体を対象に今後 3 年間の追加加入者、退職者、掛金納付額等の動向について調査し、効率的なポートフォリオ（資産配分）の維持に努める。
- (4) 各種団体契約保険等の取りまとめ事務を継続実施する。また、最近の加入者数の減少など諸課題に係る検討を行い、必要な対策を講じる。

11. 会館等の管理に関する事項

会館及び宿舎の施設等について、保守・点検・整備を適切に行い、利用者に快適で安全な環境を提供できるよう努める。また、老朽化が進行する会館及び宿舎建物については、将来的な建替えに向けた内部検討を引き続き行う。

主要事項は次のとおり。

(1) 会館

貸し事務室の空き室の解消及び安定的な契約状態の維持に努めるとともに、会議室の外部貸出しを積極的に進める。

(2) 宿舎

会員等の優先利用を重点に、一般利用者を含めた利用者の拡大に努める。

(3) その他

昭和 50 年竣工の会館及び昭和 39 年竣工の宿舎建物については、建替えのための基本計画案の策定に係る内部検討を引き続き行う。

12. 本会の組織・事業の基本問題の検討

新公益法人制度に基づく法人への移行申請手続き等を、平成 24 年度中に完了するため、内閣府の公益認定等委員会事務局の指導を受けるとともに、本会の公益法人制度改革検討委員会（本会の会長・副会長・常務・公認会計士で構成）で検討し、理事会及び全国会長会議にその状況等を報告する。